

議員提出議案第18号

芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和3年3月22日

芦屋市議会議長 中島健一様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	松木義昭
	日本共産党 芦屋市議会議員団	ひろせ久美子
	BE ASHIYA	青山 暁
	公明党	帰山和也
	あしや しみんのこえ	長谷基弘
	日本維新の会	浅海洋一郎
	会派に属さない議員	山口みさえ
	”	寺前尊文

芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議

平成元年6月29日、芦屋市議会は、清潔でカネのかからない政治を実現し、市民の負託と信頼にこたえるため、公職選挙法の一層遵守のほか、虚礼に関する自粛励行について「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」を全員一致して誓約した。

しかしながら、決議後30年以上経過する間に、公職選挙法及び政治資金規正法の改正のほか、市民の議員倫理に対する意識の変化が見られるようになった。そのため、「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」の検証検討を行った結果、同決議を廃止した上で、新たに「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」を決議することとした。

芦屋市議会は、これまでの取り組みを継続発展して、今後も清潔で質実な政治を実現し、市民の負託と信頼にこたえるため、ここに公職選挙法及び政治資金規正法の規定を一層遵守することはもちろん、以下の事項の自粛励行を全員一致して誓約するとともに、広く市民の理解と協力を要望する。

- 1 企業、団体からの寄附（献金）及び未公開株譲渡（政治資金規正法で認められているものを除く。）
- 2 年賀状・暑中見舞状等の慣例的なあいさつ状（答礼のための自筆によるものを除く。）
- 3 議員名による名刺広告、協賛広告
- 4 各種行事や慶弔への電報、電子郵便、メッセージ
- 5 自治会、各種団体の行事、学校園の入学・卒業・運動会等に類する行事、並びに結婚式等の会合に対する寄附（自ら参列した結婚式で供与する祝儀を除く。）
- 6 葬儀への香典、櫛（シキミ）、供花（自ら参列した葬儀で供与する香典を除く。）
- 7 中元、歳暮など季節の贈答や手帳、カレンダー等の配布

（以上のことについては、1及び3を除き選挙区内にある者に対するものに限る。また、5から7までについては親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対するものを除く。）

なお、違反に対する措置については、委員会を設け協議することとする。

以上、決議する。

芦屋市議会